

安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市内小規模事業者の経営の安定と発展を図るため、日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)による小規模事業者経営改善資金(以下「マル経融資」という。)の融資を受けた小規模事業者に対し、借り入れた融資に係る償還利子の一部について、予算の範囲内において安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金(以下「利子補給金」という。)を交付することについて、安芸高田市補助金等交付規則(平成 16 年安芸高田市規則第 40 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成 5 年法律第 51 号)第 2 条に該当する者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 利子補給金の対象となる者は、市内で事業活動を営む小規模事業者であって、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を有していること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 令和 7 年 4 月 1 日以降に安芸高田市商工会が公庫へ推薦を行ったマル経融資について、利子の支払いを行っていること。
- (4) 安芸高田市暴力団排除条例(平成 23 年安芸高田市条例第 25 号)第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当しないこと。

(利子補給金の対象期間等)

第 4 条 利子補給金の対象となる期間は、交付申請する前年度の 11 月 1 日から交付申請する年度の 10 月 31 日までの間に約定償還日が到来したもので、かつ、支払いが完了している期間とする。

2 前項の期間は、最初の約定償還日の属する月から起算して 36 月後に当たる月までを限度とする。

(利子補給金の額)

第 5 条 利子補給率は、マル経融資に係る約定利率(当初の借入から 3 年以内の借り換えについてはこれを除くものとし、延滞利息は対象外とする。)と 1.0 パーセントを比較して、低いものとする。

2 利子補給金の額は、申請にかかる返済期間における利子支払合計額に利子補給率を乗じ借入利率で除した金額とし、上限額を年額 5 万円とする。

3 前項の規定により算出した額に、100 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第 6 条 利子補給金を受けようとする者は、安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金計算書(様式第 2 号)

(2) 公庫が発行する利息支払証明書

(3) 公庫が発行する支払済明細書

(4) 交付申請者の市税完納証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 利子補給金の交付申請は、1 事業者につき 1 件の借入金に限るものとする。

3 申請期間は、毎年 4 月 1 日から 11 月末日までとする。

4 第 1 項の規定による交付の申請をもって、当該申請に係る実績の報告があったものとみなす。

(交付の決定等)

第 7 条 市長は、前条第 1 項に規定する申請書を受理したときは、当該申請についてその内容を審査し、支給の適否を決定し、交付が適当と認めるときは、安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定書(様式第 3 号)により、交付が不適当であるときは、安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金不

交付決定書(様式第4号)により、申請者へ通知するものとする。

- 2 前項の規定による交付の決定をもって、当該申請に係る利子補給金の額を確定したものとみなす。

(交付の請求)

第8条 利子補給金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、利子補給金の交付を受けようとするときは、安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により利子補給金を受けたとき。
- (3) その他市長が利子補給金を交付することが適当でないと認めたとき。

(利子補給金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合、利子補給金の取消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されているときは、期限を定めて、返還させることができる。

(書類の保存等)

第11条 交付決定者は、当該利子補給金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年2月27日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前において利子補給金の交付決定を受けた者に係る第8条から第11条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

(令和7年度の対象期間及び申請期間)

- 3 令和7年度の対象期間については、第4条第1項中「交付申請する前年度の11月1日」とあるのは、「令和7年4月1日」とする。
- 4 令和7年度の申請期間については、第6条第3項中「11月末日」とあるのは、「令和8年3月13日」とする。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

安芸高田市長 様

所在地

名称

代表者

印

電話番号

安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書

安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり利子補給金の交付を申請します。

申請にあたっては、安芸高田市補助金等交付規則及びこの要綱の定める規定の適用を受けることに同意します。

1. 借入資金及び交付申請額

資金用途	<input type="checkbox"/> 設備資金 <input type="checkbox"/> 運転資金 ※該当する資金にチェック☑を入れてください
借入金額	円
交付申請額	円

2. 確認事項 (下記内容をお読みの上、必ずチェック☑を入れてください)

<input type="checkbox"/>	私が借り入れている小規模事業者経営改善資金の推薦に関して、安芸高田市が安芸高田市商工会に事実確認することに同意します。
--------------------------	---

3. 添付書類

- (1) 安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金額計算書(様式第2号)
- (2) 公庫が発行する利息支払証明書
- (3) 公庫が発行する支払済明細書
- (4) 交付対象者の市税完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金計算書

事業所名	
借入金額	
マル経融資の約定利率 A	
償還期間	～
利子補給率 B (Aと1%を比較し、いずれか低い率)	
申請年度利子補給対象期間	～
上記期間の利子支払額 C	
利子補給交付申請額 ($C \times B \div A$) ※100円未満切り捨て ※上限5万円	

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

(申請者)

様

安芸高田市長



安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定書

年 月 日付けで申請のあった利子補給金については、安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付します。

記

交付決定額(確定額)

円

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

(申請者)

様

安芸高田市長



安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金不交付決定書

年 月 日付けで申請のあった安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金については、次の理由により、利子補給金を交付しないことに決定しましたので、通知します。

記

不交付の理由

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

安芸高田市長 様

所在地

名称

代表者



電話番号

安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった安芸高田市小規模事業者経営改善資金利子補給金を次のとおり請求します。

記

1. 利子補給金交付請求額 _____ 円

2. 振込先口座

金融機関名		銀行・金庫 農協・組合	本店・支店 本所・支所							
口座種別		普通 ・ 当座	口座 番号							
口座 名義	(フリガナ)									
	氏 名									

※申請者本人名義の口座をご記入ください